

## 資治通鑑 第 194 卷

【唐紀十】 起玄默執徐，盡強圉作噩四月，凡五年有奇。

■唐、**突厥**突厥、統國訳漢文大成 經子史部 第 11 卷 178p

### 太宗文武大聖大廣孝皇帝上之下貞觀六年（壬辰，632年）

#### 【太宗と魏徵の信賴關係】

■春，正月，乙卯（51-51+1=1日）朔，日之を食する有り。

■癸酉（9+60-51+1=19日），靜州（唐の武徳元年設置、現・四川省広元市旺蒼県）の獠は反す，將軍の**李子和**は討ちて之を平らぐ。

■ 【再び封禪の議論、魏徵の厳しい意見】 文武の官は復た封禪を請い（三回目），上は曰く、

「卿ら輩は皆な封禪を以て**帝王**の盛事と為す，**朕**の意は然らず。若し天下が又安すれば，家は給し人は足り，封禪せざると雖も，庸何ぞ傷まん乎！昔秦の**始皇**は封禪し（7卷始皇帝29年），而るに漢の**文帝**は封禪せず，後世豈に**文帝**之賢を以て**始皇**に及ばざると以てす邪！且つ天に事えるに地を掃き而して祭る（礼記郊特牲に曰く、郊の祭りは、大に天に報ずるなり。南郊に兆するは、陽位に就くなり。地を掃いて祭るは、其の質に於いてするなりと），何ぞ必ずしも泰山之巔に登り，數尺之土を封じ，然る後に以て其の誠敬を展べる可けん乎！」

群臣は猶ほ之を請いて已まず，上も亦た之に従わんと欲す，**魏徵**は獨り以て不可と為す。上は曰く、（11-179p）

「公は**朕**が封禪するを欲せざる者は，功の未だ高からざるを以てす邪？」曰く、「高し矣。」

「徳は未だ厚からずや邪？」曰く、「厚し矣。」

「中國は未だ安からず邪？」曰く、「安し矣。」

「四夷は未だ服せざる邪？」曰く、「服す矣。」

「年穀は未だ豊かならざる邪？」曰く、「豊かなり矣。」

「符瑞は未だ至らざる邪？」曰く、「至れり矣。」

「然らば則ち何為れぞ封禪す可からざるや？」

對えて曰く、

「**陛下**は此の六つの者有りと雖も，然るに隋末大亂之後を承け，戸口は未だ復さず，倉廩は尚ほ虚なり，而るに車駕は東巡し，千乗萬騎あり，其の供頓の勞費は，未だ任に易からざる也。且つ**陛下**が封禪すれば，則ち萬國は咸な集まり，遠夷の君長は，皆な當に扈從す。今伊、洛より以東に海、岱に至るまで，煙火は尚ほ希に，灌莽（生い茂った草木）目を極み，此れ乃ち戎狄を引いて腹中に入れ，之に示すに虚弱を以てす也。況んや賞賚（物事を、ある基準で区分けしたときの一つ一つ）は貲（はか）られざるをや，未だ遠人之望みに厭かず。復を給すること連年，百姓之勞を償わざるをや。虚名を崇び而して實害を受けるは，**陛下**は將に焉んぞ之を用いるや！」

會々河南、北數州は大水し，事は遂に寝ねる。

■上は將に九成宮に幸せんとし，通直散騎常侍の**姚思廉**は諫める。上は曰く、

「**朕**は氣疾有り，暑ければ輒ち頓に劇し，往きて之を避ける耳。」

**思廉**に絹五十匹を賜わる。

■ 【馬周の東宮と太上皇優遇の上疏】 監察御史の**馬周**は上疏す，以為く、

「東宮は宮城之中に在り、而るに大安宮は乃ち宮城之西に在り、制度は宸居に比し、尚ほ卑小と為し、四方の觀聽に於いて、不足する所有り。宜しく増修して高大し、以て中外之望みに稱わん。又た、太上皇の春秋は已に高く、陛下は宜しく朝夕膳を視るべし。今九成宮は京師を去ること三百餘里、太上皇は或は時に陛下を思念すれば、陛下は何を以て之に赴かんや？又た、車駕の此の行は、以て暑を避けんと欲す。太上皇は尚ほ暑中に留まり、而るに陛下は獨り京處に居り、溫清之禮（曲禮に、凡そ人の子たるの禮は冬には温にして夏には清しくすとあり）、竊に未だ安んぜざる所なり。今行計は已に成り、復た止まる可からず、願わくは速かに返る期を示し、以て衆の惑いを解くべし。又た、王長通、白明達は皆な樂工なり、韋槃提、斛斯正は止だ能く馬を調える、縱使技能く衆を出だすとも、正（續は止）に之に金帛を賚う可きなり、豈に官爵を超授し、玉を鳴らし履を曳き、士君子と肩を比し而して立ち、同坐し而して食するを得んや？臣は竊に之を恥じる。」

上は深く之を納れる。

■上は新令に三師（唐は太師・太傅・太保を以て三師とす。正一品。天子の師とし法る所、総べる所の職は無い、ある種名誉職）の官無きを以て、二月、丙戌（22-21+1=2日）、詔して特に之を置く。

■三月、戊辰（4+60-50+1=15日）、上は九成宮に幸す。

■吐谷渾庚午（6+60-50+1=17日）、吐谷渾は蘭州を寇し、州兵は撃ちて之を走らす。

■〔陛下の明、魏徵の直〕長樂公主（長孫沖に下嫁）は將に出で降らんとし、上は公主が皇后の生む所なるを以て、特に之を愛し、有司に敕して資送は永嘉長公主（高祖の女、竇奉節に下嫁し、又賀蘭僧伽に嫁す。唐の制では皇姑を大長公主と為し、正一品。姉を長校書と為し、女を公主と為し皆一品に視う）に倍せしむ。魏徵は諫めて曰く、

「昔漢の明帝は皇子を封じんと欲し（45 卷漢の明帝永平十五年）、曰く、『我が子は豈に先帝の子と比すを得るや！』（11-180p）皆な楚、淮陽に半せ令む。今公主を資送するに、長主に倍すれば、明帝之意に異なる無しを得ん乎！」

上は其の言を然りとし、入りて皇后に告げる。后は歎じて曰く、

「妾は亟々陛下が魏徵を重しと稱すると聞くと、其の故を知らず、今其の禮義を引き以て人主之情を抑えるを觀、乃ち真に社稷之臣なるを知る也！妾は陛下と結髮して夫婦と為り、曲しく恩禮を承け、言う毎に必ず先ず顔色を候い、敢えて輕々しく威嚴を犯さず。況んや人臣之疏遠なるを以て、乃ち能く抗言することは是くの如し、陛下は従わざる可からざる也。」

因りて請いて中使を遣わして錢四百緡、絹四百匹を繼し以て徵に賜い、且つ之に語りて曰く、

「公の正直を聞き、乃ち今之を見、故に以て相い賞す。公は宜しく常に此の心を秉るべし、轉移する勿れ也。」

上は嘗て朝を罷め、怒りて曰く、

「會ず須く此の田舎の翁を殺すべし。」

后は誰為るかを問ひ、上は曰く、

「魏徵は毎に我を延辱す。」

后は退き、朝服を具して庭に立ち、上は驚いて其の故を問う。后は曰く、

「妾は聞く、主明なれば臣直なりと。今魏徵は直なり、陛下之明なるに由るが故也、妾は敢えて賀せず！」

上は乃ち悦ぶ。

■夏、四月、辛卯（27-20+1=8日）、襄州都督の鄒襄公張公の謹は卒す。明くる日、上は次に出でて哀を發

す。有司は奏す、

「辰日は哭を忌む。」(彭祖百忌にあり)

上は曰く、

「君之臣に於けるは、猶ほ父子のごとき也、情は衷<sup>うち</sup>に發す、安んぞ辰日を避けるや！」

遂に之を哭す。

■六月、己亥(35-19+1=17日)、金州(西城郡。陵は南梁州を於く、西魏は東梁州を置き、尋いで改めて金州という。陝西省漢中道安康県、現・安康市漢滨区)刺史の鄂の悼王の元亨は薨ず。辛亥(47-19+1=29日)、江王の暉は薨ず。

### 【焉耆、高昌と突厥】

■[焉耆入貢、高昌と利害対立] 秋、七月、丙辰(52-49+1=4日)、焉耆王の突騎支は遣使して入貢す。初め、焉耆は中國に入るに磧路に由り、隋末には閉塞し、道は高昌に由る。突騎支は復た磧路を開き以て往來を便にせんと請い、上は之を許す。是に由り高昌は之を恨み、兵を遣わして焉耆を襲い、大掠し而して去る。

■[統一祝賀宴会] 辛未(7+60-49+1=19日)、三品已上を丹霄殿に宴す。上は從容として言つて曰く、「中外又た安なるは、皆な公卿之力なり。然るに隋の煬帝は威は夷、夏に加わり、頡利は北荒に跨有し、統葉護は西域に雄據し、今皆な覆亡せり、此れ乃ち朕と公等と親しく見る所なり、強盛に矜りて以て自ら滿ちる勿れ也！」

■[突厥][西突厥内乱] 西突厥の肆葉護可汗は兵を發して薛延陀を撃ち、薛延陀の敗る所と為る。肆葉護は性は猜狠にして、讒を信じる。乙利可汗(西突厥小可汗)有り、功最も多く、肆葉護は其の族類に非ざるを以て、之を誅滅す、是に由りて諸部は皆な自ら保たず。肆葉護は又た莫賀設之子の泥孰を忌み、陰に之を圖らんと欲し、泥孰は焉耆に奔る。設卑達官は弩失畢二部と之を攻め、肆葉護は輕騎にして康居に奔り、尋いで卒す。國人は泥孰を焉耆に迎え而して之を立て、是れ咄陸可汗と為し、遣使して内附す。(八月)丁酉(33-18+1=16日)、鴻臚少卿の劉善を遣わして因りて咄陸を立て奚利邲咄陸可汗と為す。(11-181p)

■[太宗はよく魏徵の諫言を引き出す] 閏月(八月閏月)、乙卯(51-48+1=4日)、上は近臣と丹霄殿に宴し、長孫無忌は曰く、

「王珪、魏徵は、昔は仇讎為り、謂わず今日此の宴に同じするを得んとは。」

上は曰く、

「徵、珪は心を事える所に盡くす、故に我は之を用いる。然るに徵は諫める毎に、我は從わず、我は之と言えば輒ち應ぜざるは、何ぞ也？」

魏徵は對えて曰く、

「臣は事を以て不可と為す、故に諫める。若し陛下が從わず而して臣が之に應じれば、則ち事は遂に施行せん、故に敢えて應じず。」

上は曰く、

「且く應じ而して復た諫める、庸何ぞ傷まん！」

對えて曰く、

「昔舜は郡臣を戒む、『爾は面從して、退き後に言有る無かれ。』(書経益稷篇)臣の心は其の非を知り而して口に陛下に應じれば、乃ち面從也、豈に稷、契が舜に事える之意ならん邪！」

上は大いに笑いて曰く、

「人は言う、**魏徴**の舉止は疏慢なりと、我が之を視るに更に嫵媚（嫵も媚びること）を覚えるは、正に此れが為なる耳！」

**徴**は起ち、拜謝して曰く、

「**陛下**は臣を開きて言わ使む、故に臣は其の愚を盡くすを得る、若し**陛下**が拒み而して受けざれば、臣は何ぞ敢えて數々顔色を犯さん乎！」

■ [自省を込めて聖徳論を評価] 戊辰（4+60-48+1=17日）、秘書少監の**虞世南**は《聖徳論》を上り、上は手詔を賜り、稱す、

「卿の論は太いに高し。朕は何ぞ敢えて上古に擬せんや！但だ近世に比して差勝れる耳。然るに卿は適に其の始踏、未だ其の終わりを知らず。若し朕が能く終わりを慎みて始めの如しならば、則ち此の論き可傳える可し。如し或いは然らざれば、恐らくは徒らに後世をして卿を笑わ使めん也。」

■ [大宴会の樂舞、太宗は尉遲敬徳を戒める] 九月、己酉（45-17+1=29日）、慶善宮（高祖の武功の旧第を以てす）に幸す、上の生まれた時の故宅也、因りて貴臣と宴し、詩を賦す。起居郎の清平（博州の県、山東省東臨道清平県、現・山東省聊城市高唐県清平鎮）の**呂才**（巧思有り、芸術プロデューサー）は之（故に命じて賦する所の詩）を管弦に被らせ、命けて《功成慶善樂》（樂章の名）と曰い、童子八佾（64人）をして《九功之舞》（進徳冠を冠り紫袴褶・長袖・漆髻・屣履にして舞い、進踏安徐にして文徳に象る）を為さ使め、大いに宴會し、《破陳舞》（七徳の舞いと号し、擊刺往来し、發揚踏勵し以て武功に象る、劍舞）と偕な庭に奏す。同州（馮翊郡、關中道大荔県、現・渭南市大荔県）刺史の**尉遲敬徳**は宴に預り、班其の上に在る者有り、**敬徳**は怒りて曰く、

「汝は何の功ありてか、我の上に坐するや！」

任城王の**道宗**は其の下に次し、之を諭解す。**敬徳**は**道宗**を拳毆し、目は幾んど眇せんとす。上は懼ばず而して罷み、**敬徳**に謂って曰く、

「朕は漢の**高祖**が功臣を誅滅するを見、意は常に之を尤（とがむ）む、故に卿等と共に富貴を保ち、子孫をして絶えざら令めんと欲す。然るに卿は官に居りて數々法を犯す。乃ち**韓**（韓信）、**彭**（彭越）が菹醢（そかい、切り刻まれて首を塩漬けする）せられるは、**高祖**之罪に非ざるを知る也。國家の綱紀は、唯だ賞と罰のみ、非分之恩は、數々得る可からず、勉めて自ら**修飭**（しゅうちよく、行ないを正し心身を慎む事）し、後悔を貽す無し！」

**敬徳**は是に由りて始めて懼れ而して自ら**戢**（おさ、おさむ）む。辛卯（27-17+1=11日）、秦州刺史の**崔善爲**は卒す、時に年六十二。（続は欠如）

■ [太宗は上皇に貢獻] 冬、十月、乙卯（51-47+1=5日）、車駕は京師に還る。帝は上皇の宴に大安宮に侍し、帝は皇后と更に飲膳及び服御之物を獻じ、夜久しく乃ち罷む。帝は親ら上皇の為に輿を捧げて殿門に至り、上皇は許さず、太子に命じて之を代わらしむ。

■ [頡利可汗は羸憊す] 突厥の**頡利可汗**は鬱鬱として意を得ず、數々家人と相い對して悲しみ泣き、容貌は羸憊す。上は見而して之を憐み、（11-182p）**虢州**（義寧元年に弘農の二県を分けて虢州虢県を置く。か現・河南省三门峡市）の地の麋鹿多く、以て遊獵す可きを以て、乃ち**頡利**を以て虢州刺史と為す。**頡利**は辭し、往くを願わず。（十一月）癸未（19-16+1=4日）、復た以て右衛大將軍と為す。

■ [契苾の來降] 十一月、辛巳（17-16+1=2日）、契苾（鉄勒、トルコ系）の酋長の**何力**（～677、後に高句麗遠征軍として滅亡させる）は部落六千餘家を帥いて沙州に詣りて降り、詔して之を甘、涼之間に處き、**何力**を以て左領軍將軍と為す。

■ **〔陳叔達の社稷之計の忠言〕** 庚寅 (26-16+1=1 1 日), 左光祿大夫の**陳叔達**を以て禮部尚書と為す。帝は**叔達**に謂って曰く、

「卿は武徳中に讜言 (善言、直言、191 卷高祖武徳九年) 有り、故に此の官を以て相い報いる。」

對えて曰く、

「臣は隋室を見るに父子は相い殘う、以て亂亡を取る、當日之言は、**陛下**の為にするに非ず、乃ち社稷之計なる耳。」

■ **〔貞觀の初めよりやや諫めにくし〕** 十二月, 癸丑 (49-46+1=4 日), 帝は侍臣と安危之本を論ず。中書令の**溫彥博**は曰く、

「伏して願わくは**陛下**は常に貞觀の初めの如くならん、則ち善し矣。」

帝は曰く、

「朕は比來政を為すを怠たる乎？」

**魏徵**は曰く、

「貞觀之初め、**陛下**の志は節儉に在り、諫を求めて倦まず。比來營繕は微しく多く、諫める者は頗る旨に忤う有り、此れ其の異なる所以なる耳。」い

帝は掌を拊ちて大いに笑いて曰く、

「誠に是の事有り！」

■ **〔死刑囚の帰宅許可〕** 辛未 (7+60-46+1=2 2 日), 帝は親ら系囚を録し、應に死する者を見、之をあわれ 閔み、縦して家に歸ら使め、期するに來秋來たりて死に就くを以てす。仍ほ天下に敕して死囚は、皆な縦ち遣り、期に至りて京師に來詣せ使む。

■ **〔党項〕** 是の歲、党項等の羌は前後して内屬する者は三十萬口あり。

■ **〔封禪の高山に登るは氣疾に悪し〕** 公卿以下の封禪を請う者は首尾 (続は前後) 相い屬き、上は諭して以わく、

「舊より氣疾有り、恐らくは高きに登るは劇を増さん、公等は復た言う勿れ。」

■ 上は侍臣に謂って曰く、

「朕は比來事を決するに或は皆な律令の如くなる能わず、公の輩は以為えらく事小なりと、復た執奏せず。夫れ事は小に由りて以て大を致さざるは無し、此れ乃ち危亡之端也。昔**關龍逢** (夏の桀の時期の大臣、紂の時の比干と並び称せらる) は忠諫し而して死す、朕は毎に之を痛む。**煬帝**は驕暴にし而して亡び、公の輩は親しく見る所也。公の輩は常に宜しく朕の為に**煬帝**之亡びしを思うべし、朕は常に公の輩の為に**關龍逢** (夏朝で、諫言して死す) 之死を念う、何ぞ君臣の相い保たざるを患えん乎！」

■ 上は**魏徵**に謂って曰く、

「官の為に人を擇ぶは、造次 (急遽苟且の時なり) にす可からず。一の君子を用いれば、則ち君子は皆な至る。一の小人を用いれば、則ち小人は競いて進む矣。」

對えて曰く、

「然り。天下は未だ定まらず、則ち専ら其の才を取り、其の行いを考えず。喪亂は既に平げば、則ち才行兼備に非ざれば用いる可からざる也。」 (11-183p)

太宗文武大聖大廣孝皇帝上之下貞觀七年 (癸巳, 633年)

■ [太宗の深い洞察に蕭瑀は感動] 春，正月，更に《破陳樂》を名づけて《七德舞》（七德は、左傳に、楚の莊王曰く、武に七德有り。暴を禁じ、兵を戢め、大を保ち、功を定め、民を安んじ、衆を和し、財を豊にすと。故に以て樂舞の名とす）と曰う。癸巳（29-15+1=15日），三品已上及び州牧、蠻夷の酋長を玄武門に宴し，《七德》、《九功》之舞を奏す。太常卿の蕭瑀は上言す、

「《七德舞》は聖功を形容するに、未だ盡くさざる所有り、請う劉武周、薛仁果、竇建德、王世充等の擒獲之狀を寫さん。」

上は曰く、

「彼は皆な一時の英雄なり、今朝廷之臣は往往にして嘗て北面して之に事える、若し其の故主の屈辱之狀を、能く其の心を傷るざらん乎？」

瑀は謝して曰く、

「此れ臣愚の慮の所及ぶ所に非ざるなり。」

魏徵は上の武を偃せ文を修めるを欲し、宴に侍し《七德舞》を見る毎に、輒ち首を俯（続は俛）せて視ず、《九功舞》を見れば則ち之を諦観す。

■ 三月，戊子（24-14+1=11日），侍中の王珪は禁中の語を漏洩するに坐して，同州刺史に左遷せらる。庚寅（26-14+1=13日），秘書監の魏徵を以て侍中と為す。

■ [渾天黄道儀] 直太史の雍人の李淳風は奏す、

「靈台の候儀の制度は疏略にして、但だ赤道有り、請う更に渾天黄道儀（天文観測機器）を造るべし」と、之を許す。癸巳（29-14+1=16日），成り而して之を奏す。

■ 夏，五月，癸未（19-13+1=7日），上は九成宮に幸す。

■ 雅州（漢の嚴道県の地、隋は州を廢して臨邛郡を置く。唐は復た雅州と為す。四川省建昌道雅安県の西、現・雅安市雨城区）道行軍總管の張士貴は反獠を撃ち、之を破る。

■ [周范は卒す] 秋，八月，乙丑（1+60-42+1=20日），左屯衛大將軍の譙敬公の周范は卒す。上は行幸するや、常に范をして房玄齡と居守せ令む。范の人と為りは忠篤嚴正なり、疾甚だしく、肯えて外に出でず、竟に内省に終わる、玄齡と相い抱き而して訣して曰く、

「恨む所は再び聖顔を奉ずるを獲ざるなり！」

■ [張士貴の龔州獠討伐] 辛未（7+60-42+1=26日），張士貴を以て龔州（臨邛郡。漢の猛陵県の地。廣西省蒼梧道平南県治。貞觀3年隋の永平郡武林県の地に龔州を置く。この年龔州に改称。現・広西壮族自治区貴港市平南県）道行軍總管と為し、反獠を撃た使む。

■ 九月，山東、河南の四十餘州は水あり、遣使して之を賑わす。

■ [死刑囚は皆自ら出頭、赦す] 去歲に縦す所の天下の死囚の凡そ三百九十人は、人の督帥する無く、皆な期の如く自ら朝堂に詣り、一人の亡匿する者無し。上は皆な之を赦す。

■ 冬，十月，庚申（56-41+1=16日），上は京師に還る。

■ [長孫無忌を司空] 十一月，壬辰（28-11+1=18日），開府儀同三司の長孫無忌を以て司空と為し、無忌は固辭して曰く、

「臣は忝くも外戚を預り、恐らくは天下は陛下を謂って私すと為さん。」

上は許さず、曰く、

「吾は官の為に人を擇び、惟だ才に是れ興<sup>くみ</sup>す。苟くも或は不才なれば、親と雖も用いず、襄邑王の神符（威嚴少なく、下の畏れる所と為らず、是に由りて第に帰る）は是れ也。如し其れ才有れば、仇と雖も棄（充×）てず、魏徵

等は是れ也。今日之舉は、私親に非ざる也。」

■ [上皇と漢の未央宮で万歳] 十二月，甲寅（50-40+1=1 1日），上は芙蓉園（景龍文館記に、芙蓉園は京師羅城の東南隅に在り。本は隋の世の離宮なり。青林重複し緑水漲浸す。帝城の勝景なり）に幸す。丙辰（52-40+1=1 3日），少陵原（少陵現×、長安城の南に在り。萬年県の界）に校獵す。戊午（54-40+1=1 5日），宮に還り，上皇に従いて故の漢の未央宮（長安宮城の北、禁苑の西偏に在り）に置酒す。上皇は突厥の額利可汗に命じて起ちて舞わしめ、又た南蠻酋長の馮智戴に命じて詩を詠じしめ、既に而して笑いて曰く、(11-184p)

「胡、越は一家なり、古より未だ有らざる也！」

帝は觴を奉じて壽を上りて曰く、

「今四夷は入りて臣となるは、皆な陛下の教誨なり、臣の智力の及ぶ所に非ず。昔漢の高祖も亦た太上皇に従いて此の宮に置酒し、妄りに自ら矜大するは、臣の取らざる所也。」（漢の高祖十年に未央宮に置酒し、王后を奉じて太上皇の壽を為し、始め大人常に以えらく、臣は無頼にして産業を治むる能わず、仲が力むるに如かずと。今某の業の就す所、仲が多きに孰れぞと）

上皇は大いに悦ぶ。殿上に皆な萬歳を呼ぶ。

■ [太宗の皇太子教育] 帝は左庶子の於志寧、右庶子の杜正倫に謂って曰く、

「朕は年十八、猶ほ民間に在り、民之疾苦情偽は、之を知らざるは無し。大位に居るに及び、世務を區處するに、猶ほ差失有り。況んや太子は深宮に生長し、百姓の艱難は、耳目の未だ涉らざる所なり、能く驕逸する無からん乎？卿等は極諫せざる可からず。」

太子は嬉戲を好み、頗る禮法に虧け、志寧は右庶子の孔穎達と數々直諫し、上は聞き而して之を嘉し、各々金一斤、帛五百匹を賜わる。

■ [傀儡人形への不信] 工部尚書の段綸は奏す、

「巧工（細工師・工匠）の楊思齊を征せん」

と、上は之を試み令む。綸は先ず傀儡（あやつり人形）を造ら使む。上は曰く、

「巧工を得て國事に供せんことを庶う、卿は先ず戲具を造ら令め、豈に百工相戒め、淫巧を作る之意無かれ邪！」（礼記月令に、孟春の月、百工咸く理し、監工日に號ぶ、或いは淫巧を作爲し以て上の心を蕩かす母れ）

乃ち綸の階を削る。（唐の制では工部尚書は正三品、其の階を削れば三品の班中に立つを得ず）

■ [嘉陵の獠の討伐] 嘉（眉山郡、漢の犍為南安县、四川省建昌道樂山県、現・樂山市犍為県）、陵州（陵山郡、漢の蜀郡の廣都・犍為郡の武陽二県の東界の地、四川省永寧道仁壽県治、現・眉山市仁壽県）の獠は反し、邗江府（唐の揚州に邗江府の兵有り）の統軍の牛進達に命じて撃ちて之を破らしむ。（この時期以来、成都南の四川の獠を徐々に統合していく）

■ [煬帝と違い、群臣に親しむ] 上は魏徵に問いて曰く、

「群臣の上書は采る可し、召對するに及び多く次を失うは、何ぞ也？」

對えて曰く、

「臣は百司の常事を奏するを觀るに、數日之を思う、上の前に至るに及び、三分して一を道う能わず。況んや諫める者は意に拂り忌に觸れ、陛下は之に辭色を借すに非ざれば、豈に敢えて其の情を盡くさん哉！」上は是に由りて群臣に接するに辭色は愈々温かし、嘗て曰う、

「煬帝は多く猜忌し、臨朝して群臣に對して多く語らず。朕は則ち然らず、群臣と相親しむこと一體の如き耳。」（李世民的言では、常に煬帝の失敗を事例に上げる）

## 太宗文武大聖大廣孝皇帝上之下貞觀八年（甲午，634年）

■春，正月，癸未（19-10+1=10日），突厥の**頡利可汗**は卒す。國人に命じて其の俗に従いて，屍を焚き之を葬せしむ。

■辛丑（37-10+1=28日），行軍總管の**張士貴**は東、西王洞（龔州の界）の反獠を討ち，之を平らぐ。

■**【諸道黜陟大使】**上は大臣を分遣して諸道黜陟大使と為さんと欲し，未だ其の人を得ず。**李靖**は**魏徵**を薦す。上は曰く、

「**徵**は**朕**の失を箴規す，一日も左右を離れる可からず。」

乃ち**靖**と太常卿の**蕭瑀**等と凡そ十三人に命じて、

「天下を分行し，長吏の賢不肖を察し，民間の疾苦を問ひ，高年を禮し，窮乏を賑わせ，滯淹を起し，使者の至る所をして，**朕**が親しく睹るが如く俾けよ。」（11-185p）

■三月，庚辰（16-9+1=8日），上は九成宮に幸す。

■夏，五月，辛未（7-8+1=0 元嘉歴では壬申8が朔日、不一致）朔，日之を食する有り。

### 【吐谷渾との大戦】

■**吐谷渾** **【伏允と決裂、討伐軍編成】** 初め，吐谷渾可汗の**伏允**は遣使して入貢し，未だ返らざるに，鄯州を大掠し而して去る。上は遣使して之を讓め，**伏允**を征して入朝せしめるも，疾いと稱して至らず，仍ほ其の子の**尊王**の為に求婚す。上は之を許し，其れをして親迎せ令む，**尊王**は又た至らず，乃ち婚を絶つ，**伏允**は復た兵を遣わして蘭（金城郡、皋蘭山より名付ける、現・蘭州市皋蘭県）、廓（619年武徳2年澆河郡は廓州と改名、現・青海省海東市化隆回族自治州）二州を寇す。**伏允**の年は老い，其の臣の**天柱王**之謀を信じ，數々邊を犯す。又た唐の使者の**趙德楷**を執り，上は遣使して之を諭し，十返す。又た其の使者を引き，軒に臨みて親しく諭すに禍福を以てし，**伏允**は終に悛心無し。六月，左驍衛大將軍の**段志玄**を遣わして西海道行軍總管と為し，左驍衛將軍の**樊興**を赤水（吐谷渾に赤水城あり、現・青海省海南チベット族自治州興海県）道行軍總管と為し，邊兵及び契苾、党項之衆を將いて以て之を撃たしむ。

■秋，七月，山東、河南、淮、海之間は大水あり。

■**【李淵は疾に寝ねる】**上は屢々上皇に九成宮（隋仁壽宮）に避暑するを請ひ，上皇は隋の文帝が彼に於いて終わる（仁壽四年）を以て，之を惡む。冬，十月，大明宮（禁苑の東南、西は宮城の東北隅に接す、東内）を營み，以て上皇の消暑之所と為す。未だ成らず而して上皇は疾に寝ね，居るを果たさず。

■**吐谷渾** **【段志玄は吐谷渾を撃つ】**辛丑（37-35+1=3日），**段志玄**は吐谷渾を撃ち，之を破り，奔るを追うこと八百餘里，青海（青海省の太湖、吐谷渾の根拠地）を去ること三十餘里，吐谷渾は牧馬を驅り而して遁げる。

■甲子（60-36+1=25日），上は京師に還る。

■**【李靖は疾で位を遜る】**右僕射の**李靖**は疾を以て位を遜り，之を許す。十一月，辛未（7-5+1=3日），**靖**を以て特進と為し，封爵は故の如し，祿賜、吏卒並びに舊給に依り，疾は小しく瘳ゆるを俟ち，三兩日毎に門下、中書に至り政事を平章せしむ。（唐の初めに政事堂は門下省に在り。歐陽脩曰く、平章事はここに始まると）

**吐蕃** ■ **【初めて吐蕃入貢】**甲申（20-5+1=16日），吐蕃（チベット西藏、本は西羌の属）の**贊普**の**棄宗弄讚**（弄贊×）は遣使して入貢し，仍ほ婚を請う。吐蕃は吐谷渾の西南に在り，近世浸く強くなり，它國を蠶食し，土宇は廣大なり，勝兵は數十萬あり，然るに未だ嘗て中國に通じず。其の王は**贊普**（讚普×）を稱し，俗は



姓を言わず、王族は皆な論と曰い、宦族は皆な尚と曰う。棄宗弄讃は勇略有り、四鄰は之を畏れる。上は使者の馮德遐を遣わして往きて之を慰撫せしむ。

■吐谷渾 [唐全軍挙げて、吐谷渾征伐] 丁亥 (23-5+1=19日)、吐谷渾は涼州を寇す。己丑 (25-5+1=21日)、下詔して大舉して吐谷渾を討たしむ。上は李靖を得て將と為さんと欲するも、其の老の為に、之を勞するを重(難)る。靖は之を聞き、行くを請う。上は大いに悦ぶ。十二月、辛丑 (37-34+1=4日)、靖を以て西海道行軍大總管と為し、諸軍を節度せしむ。(11-186p) 兵部尚書の侯君集を積石道と為し、刑部尚書の任城王の道宗を鄯善道と為し、涼州都督の李大亮を且末道と為し、岷州都督の李道彦を赤水(河源郡にあり)道と為し、利州刺史の高飴生を鹽澤道(鹽池は西海郡にあり)行軍總管と為し、突厥、契苾之衆を並せて吐谷渾を撃たしむ。

■[許嫁や否やが問題では無い] 帝は隋の通事舎人の鄭仁基の女を聘して充華(旧これあるも、唐の六官の職にこの官無し)と為し、詔して已に行い、冊使は將に發せんとし、魏徵は其の嘗て士人の陸爽に許嫁するを聞き、遽に上表して諫める。帝は之を聞き、大いに驚き、手詔して深く自ら克責し、命じて冊使を停めしむ。

房玄齡等は奏して稱す、

「陸氏に許嫁するは、顯狀無し、大禮は既に行われ、中止する可からず。」

爽も亦た表して言う、

「初めより婚姻之議は無し。」

帝は徵に謂って曰く、

「群臣は或は合わんことを希う容し。爽も亦た自ら陳ず、何ぞ也？」

對えて曰く、

「彼は以えらく陛下の為に外に之を捨てると雖も、或は陰に罪譴を加えん、故に然らざるを得ず。」

帝は笑いて曰く、

「外人の意は或は當に是くの如し。朕之言は未だ人をして必ず信ぜ使むる能わざること此くの如き邪？」

■[陛下は近日直言を好まず、魏徵の直言] 中牟(漢の河南郡に属す。晋の滎陽郡に属す。北魏は廣武郡の治所。隋の開皇十年に改めて郟城県、大業に甫田県、唐の武徳三年に中牟県。河南省開封道中牟県東六里。現・鄭州市中牟県) 丞の皇甫德參は上言す、

「洛陽宮を修めて、人を勞す。地租を収めて、厚く斂す。俗は高髻を好しとし、蓋し宮中の化する所なり。」

上は怒り、房玄齡等は謂って曰く、

「德參は國家は一人も役せず、斗租を収めず、宮人は皆な發無きを欲す、乃ち其の意は可なる邪！」

其の謗訕之罪を治せんと欲す。魏徵は諫めて曰く、

「賈誼(14 卷漢の文帝六年)は當に漢の文帝の時に上書して、云う、『痛哭を為す可き者は一、流涕を為す可き者は二。』古より上書の激切ならざれば、人主之心を動かす能わず、所謂狂夫之言(漢書李左車にこの言あり)なり、聖人は焉を擇び、唯だ陛下は裁察すべし。」

上は曰く、

「朕は斯の人を罪す、則ち誰か復た敢えて言わんや？」

乃ち絹二十匹を賜わる。他日、徵は奏して言う、

「陛下は近日直言を好まず、勉強して含容すると雖も、曩時之豁如なるに非ず。」

上は乃ち更に優賜を加え、監察御史に拜す。

■ [昭穆を紊亂を修正] 中書舍人の高季輔は上言す、

「外官の卑品は、猶ほ未だ祿を得ず、饑寒は身に切に、清白を保ち難し、今倉廩は浸く實ち、宜しく優給を量加すべし、然る後に責めるに食ぼらざるを以てし、嚴に科禁を設ける可し。又た、密王の元曉(李淵の第21子)等は皆な陛下之弟なり、このごろ比帝の子の諸叔を拜するを見るに、叔は皆な答拜し、昭穆(宗廟での靈位の席次)を紊亂す、宜しく之をおし訓えるに禮を以てすべし。」

書奏し、上は之を善しとす。

突厥西突厥の咄陸可汗は卒し、其の弟の同娥設は立ち、是を沙鉢羅咥利失可汗と為す。

## 太宗文武大聖大廣孝皇帝上之下貞觀九年（乙未，635年）

■ 吐谷渾 党項 [党項は吐谷渾に歸す] 春，正月，党項の先に内屬する者は皆な叛して（11-187p）吐谷渾に歸す。三月，庚辰（16-3+1=14日），洮州の羌は叛して吐谷渾に入り，刺史の孔長秀を殺す。

■ 壬午（壬辰×、18-3+1=16日），天下に赦す。

■ 乙酉（21-3+1=19日），鹽澤道行軍總管の高甌生は叛羌を撃ち，之を破る。

■ 庚寅（26-3+1=24日），詔す、

「民貲は三等に分けるは未だ其の詳を盡くさず、宜しく九等に分けるべし。」（武徳六年三月に天下の戸をの資産を量りて、定めて三等と為す。今九等に分ける。三等をさらに上中下に分ける）

■ 上は魏徵に謂って曰く、

「齊の後主、周の天元は皆な重く百姓に斂し、厚く自ら奉養し、力は竭き而して亡びる。譬えば饑人が自ら其の肉を噉い、肉盡き而して斃れるが如し、何ぞ其の愚かなる也！然れども二主は孰れか優劣と為すや？」

對えて曰く、

「齊の後主は懦弱なり、政は多門に出ず。周の天元は驕暴なり、威福は己に在り。同じく亡國を為すと雖も、齊主は尤も劣れる也。」

■ 吐谷渾 [唐軍は吐谷渾を深く追い撃破] 夏，閏四月（元嘉歷五月），癸酉（9-2+1=8日），任城王の道宗は吐谷渾を庫山に敗る。吐谷渾可汗の伏允は悉く野草を焼き、輕兵にて走りて磧に入る。諸將は以為く、「馬に草無く、疲れ瘦せる、未だ深く入る可からず。」

侯君集は曰く、

「然らず。向者に段志玄の軍は還り、才に鄯州に及べば、虜は已に其の城下に至る。蓋し虜は猶ほ完實し、衆之が用を為す故也。今一敗之後、鼠のごとく逃れ鳥のごとく散り、斥候は亦た絶え、君臣は攜離し、父子は相い失い、之を取るは芥を拾うよりも易し。此れ而して乗ぜざれば、後に必ず之を悔いん。」

李靖は之に従う。其の軍を中分して兩道と為す。靖は薛萬均、李大亮と北道に由り、君集は任城王の道宗と南道に由る。戊子（24-2+1=23日），靖の部將の薛孤兒は吐谷渾を曼頭山に敗り、其の名王を斬り、大いに雜畜を獲り、以て軍食に充てる。癸巳（29-2+1=28日），靖等は吐谷渾を牛心堆(水經注に湟水は臨光県より東流して龍駒川水を合せ、又東して晋昌川水を合せ、又東して長寧川水を合せ、又東して牛心川水を合せ、水は西南遠山に出て、東北流して牛心堆を経ると)に敗り、又た諸を赤水原(水經注に赤水は臨光県に在り)に敗る。侯君集、任城王の道宗は兵を引いて無人之境二千餘里を行き、盛夏なるに霜を降らし、破邏真谷を經、其の地に水無く、人は冰をみ齧、馬は雪を啖う。五月，追いて伏允に烏海(澤の名、青海にあり・隋志に河源郡に烏海あり、漢哭山の西に在り)に及び、與に戦い、大いに

之を破り、其の名王を獲る。薛萬均、薛萬徹は又た天柱王を赤海（寺海×、赤水の深廣の處）に敗る。

### 【李淵崩御と山陵の事】

■ **[李淵は崩御]** 上皇は去秋より風疾を得、庚子（36-32+1=5日）、垂拱殿（大安宮にあり）に崩ず（高祖年七+）。甲辰（40-32+1=9日）、群臣は上に請う、

「遺詔に准じ軍國の大事を視よ」

と、上は許さず。乙巳（41-32+1=10日）、太子の承乾に詔して東宮に於いて庶政を平決せしむ。

■ **[吐谷渾 [契苾何力は、薛萬均らを救出、徹底追求]** 赤水之戦いに、薛萬均、薛萬徹は輕騎して先ず進み、吐谷渾の圍む所と為り、兄弟は皆な中槍に中たり、馬を失いて歩して鬥い、從騎の死者は什に六七、左領軍將軍の契苾何力は數百騎を將いて之を救い、力を竭くして奮撃し、向かう所披靡し、萬均、萬徹は是に由りて免かるを得たり。李大亮は吐谷渾を蜀渾山（赤海の西に在り）に敗り、其の名王二十人を獲る。將軍の執失思力は吐谷渾を居茹川に敗る。李靖は諸軍を督して積石山の河源（青海から道無き道を越えて、西域南道に出る）を經、且末に至り、（11-188p）其の西境を窮める。伏允が突倫川に在り、將に于闐に奔らんとするを聞き、契苾何力は追いて之を襲わんと欲す。薛萬均は其の前の敗に懲り、固く不可を言う。何力は曰く、

「虜は城郭有るに非ず、水草に隨いて遷り徙る、若し其の聚まり居るに因り之を襲い取り、一朝にして雲散すれば、豈に復た其の巢穴を傾くを得ん邪！」

自ら驍騎千餘を選び、直ちに突倫川に趣き、萬均は乃ち兵を引いて之に従う。磧中水は乏しく、將士は馬血を刺して之を飲む。襲いて伏允の牙帳を破り、斬首は數千級、雜畜二十餘萬を獲り、伏允は身を脱して走り、其の妻子を俘とす。侯君集等は進みて星宿川を逾え、柏海に至り、還りて李靖の軍と合す。

■ **[吐谷渾 [伏允を撃ち、慕容順に復興させる]** 大寧王の順は、隋氏之甥なり、伏允之嫡子也、隋に侍子（続は侍中、この場合人質と意味から侍子）と為り、久しく歸るを得ず（帰還は187巻高祖武徳二年にあり）、伏允は它子（続は侍子、紀事本末・旧唐書には他子、新唐書には其の弟を立つという）を立てて太子と為し、歸るに及び、意は常に快快とす。會々李靖は其の國を破り、國人は窮蹙し、天柱王を怨む。順は衆心に困りて、天柱王を斬り、國を擧げて降を請う。伏允は千餘騎を帥いて磧中に逃げ、十餘日、衆は散り稍く盡き、左右の殺す所と為る。國人は順を立てて可汗と為す。壬子（48-32+1=17日）、李靖は吐谷渾を平らげると奏す。乙卯（51-32+1=20日）、詔して其の國を復し、慕容順（吐谷渾は元々西部鮮卑で、慕容氏の流れ）を以て西平郡王、趙故呂烏甘豆可汗と為す。上は順の未だ其の衆を服する能わざるを慮り、仍って李大亮に命じて精兵數千を將いて其の聲援と為さしむ。

■ 六月、己丑（23-1+1=），群臣は復た聽政を請い、上は之を許し、其の細務は仍ほ太子に委ね、太子は頗る能く聽斷す。是の後上は出でて行幸する毎に、常に居守して監國せ令む。

■ 秋、七月、庚子（36-31+1=6日）、鹽澤道行軍副總管の劉德敏は叛羌を撃ち、之を破る。

■ **[唐の山陵の議論]** 丁巳（53-31+1=23日）、詔す、

「山陵は漢の長陵（漢の高祖陵）の故事に依り、務めて隆厚を存せしむ。」

期限は既に促り、功は及ぶ能わず。秘書監の虞世南は上疏し、以為く、

「聖人は其の親を薄葬するは、不孝に非ざる也、深く思い遠く慮り、厚葬は適々親之累いを為すに足るを以て、故に為さざる耳。昔張釋之（14巻漢の文帝三年）は言う、『其の中をして欲する可く有ら使めば、南山を錮ぐと雖も猶ほ隙有り。』劉向（31巻漢の成帝永始元年）は言う、『死者は終極無く而して國家は廢興有り、

釋之之言は、無窮の計を為す也。』其の言は深く切にして、誠に至理に合う。伏して惟うに**陛下**の聖徳は唐、虞に度越し、而して厚く其の親を葬するは乃ち秦、漢を以て法と為し、臣は竊に**陛下**の為にとらず。復た金玉を藏せずと雖も、後世但だ丘壟此くの如く其れ大なるを見れば、安んぞ其の中に金玉無きを知らん邪！且つ今服を釋くは已に霸陵（漢の文帝の遺詔を用いて三十六日にしとて服を解く）に依り、而して丘壟之制は獨り長陵に依り、恐らくは宜しき所に非ず。伏して願わくは《白虎通》（班固等白虎通義六卷を述す）に依り三仞之墳を為り、器物制度は、率ね皆な節損し、仍ほ石を刻んで之を陵旁に立て、別に一通を書し、之を宗廟に藏め、用って子孫永久之法と為さん。」

疏奏し、報ぜず。**世南**は復た上疏し、(11-189p) 以為く、

「漢の天子は即位すれば即ち山陵を營み、遠き者は五十餘年。今數月之間を以て數十年之功を為すは、恐らくは人力に於いては逮ばざる所有り。」

上は乃ち**世南**の疏を以て有司に授け、詳しく其の宜を處せ令む。**房玄齡**等の議は、以為く、

「漢の長陵の高さは九丈、原陵（後漢の光武帝陵）の高さは六丈、今九丈は則ち太だ崇く、三仞は則ち太だ卑し、請う原陵之制に依るべし。」

之に従う。

■ **宗廟之制** 辛亥（47-31+1=17日）、詔し、

「國初は草創にして、宗廟之制は未だ備わらず、今將に遷祔せんとす、宜しく禮官をして詳議せ令めん。」  
諫議大夫の**朱子奢**は三昭三穆を立て而して**太祖**之位を虚しくせんと請う。是に於いて太廟を増修し、**弘農府君**（諱は重耳）及び**高祖**を祔し舊神主四を並せて六室と為す。**房玄齡**等は議す、

「涼の**武昭王**（李暠、西涼の創始者、本貫は隴西郡狄道県、李淵は武昭王の八世孫を称した）を以て始祖と為さん。」

左庶子の**於志寧**は議して以為く、

「**武昭王**は王業の因る所に非ず、始祖と為す可からず」

上は之に従う。

■ **党項** 党項は豊州を寇す。

■ **党項** **党項の来降を裏切りて完敗** **李靖**之吐谷渾を撃つ也、厚く党項に賂し、郷導と為さ使む。党項の酋長の**拓跋赤辭**は來たり、諸將に謂って曰く、

「隋人は信無く、喜びて我を暴掠す。今諸軍は苟くも異心無ければ、我は請う其の資糧を供す。如し或は然らざれば、我は將に險に據り以て諸軍之道を塞がんとす。」

諸將は之と盟い而して之を遣る。赤水道行軍總管の**李道彦**は行きて闊水に至り、**赤辭**の備え無きを見、之を襲い、牛羊數千頭を獲る。是に於いて群羌は怨怒し、野狐峽に屯し、**道彦**は進むを得ず。**赤辭**は之を撃ち、**道彦**は大敗し、死者は數萬、退きて松州を保つ。左驍衛將軍の**樊興**は逗留して軍期を失い、士卒の失亡は多し。乙卯（51-31+1=21日）、**道彦**は、皆と坐して死を減じて邊に徙る。

■ **契苾何力を慰勞** 上は遣使して諸將を大斗拔谷に勞し、**薛萬均**は**契苾何力**を排毀（赤水の戦いで薛萬均を包圍中から救出したのに排斥）し、自ら己の功を稱す。**何力**は忿りに勝えず、拔刀して起ち、**萬均**を殺さんと欲し、諸將は救いて之を止む。上は之を聞き、以て**何力**を讓め、**何力**は具に其の狀を言い、上は怒り、**萬均**の官を解いて以て**何力**に授けんと欲し、**何力**は固辭し、曰く、

「陛下は臣之故を以て**萬均**の官を解けば、群胡は無知にして、陛下を以て胡を重んじて漢を輕んじると為し、轉た相い誣告し、馳せ競うは必ず多し。且つ胡人をして諸將は皆な**萬均**の如しと謂わ使め、將に漢

を輕んじる之心有り。」

上は之を善し而して止む。尋いで北門（玄武門）に宿衛し、屯營の事を檢校せ令め、宗女の臨洮縣主に尚せしむ。

■ **〔高甌生は功臣なるも、法により罰す〕** 岷州都督、鹽澤道行軍總管の高甌生は軍期に後れ、李靖は之を按ず。甌生は靖を恨み、靖の謀反を誣告し、按驗するに狀無し。八月、庚辰（16-0+1=17日）、甌生は坐して死を減じて邊に徙さる。或は言う、

「甌生は、秦府の功臣なり、其の罪を寛す。」

上は曰く、

「甌生は李靖の節度に違ひ、又た其の反を誣う、此れ而して寛す可ければ、法は將に安くんぞ施こさんや！且つ國家は晉陽に起こりしより、功臣は多し矣、若し甌生が免かるるを獲れば、則ち人人は法を犯し、安んぞ復た禁ず可けん乎！我は舊勳に於いて、(11-190p) 未だ嘗て忘れざる也、此が為に敢えて赦さざる耳。」

李靖は是より門を闔じ賓客を杜絶し、親戚と雖も妄りに見るを得ざる也。（胡三省曰く、李靖が太宗に事えるを以てすら、然も猶ほ此くの如し。豈に功名の際居り難ければなるに非ずやと）

■ 上は自ら園陵（高祖の獻陵）に詣らんと欲し、群臣は上の哀毀（死を悲しみ瘦せ衰える）羸瘠（衰え骨ばかりになる）するを以て、固く諫め而して止む。

■ **〔處月〕**冬，十月，乙亥（11+60-59+1=13日）、處月（キルギスのイシク湖周辺、伊塞克湖、月神の居る處、月氏）は初めて遣使し入貢す。處月、處密は、皆な西突厥之別部也。

■ 庚寅（26+60-59+1=28日）、太武皇帝を獻陵（京兆三原健東18里）に葬し、廟號を高祖とす。穆皇后（初め壽安陵に葬る）を以て祔葬し、號の太穆皇后を加える。

■ 十一月，庚戌（46-29+1=18日）、詔して太原に於いて高祖の廟を立てるを議せしむ。秘書監の顏師古は議し、以為く、

「寢廟は應（慶×）に京師に在るべし、漢の世の郡國は廟を立てるは、禮に非ず。」

乃ち止む。

■ **〔蕭瑀を特進とす〕** 戊午（54-29+1=26日）、光祿大夫の蕭瑀を以て特進（唐の制度、正二品の散官）と為し、復た政事に參預せ令む。（前卷貞觀四年に政事参与をやめる）上は曰く、

「武徳六年以後、高祖は廢立之心有り而るに未だ定めず、我は兄弟の容れる所と為らず、實に功高く賞せられざるの之懼れ有り。斯の人也、利を以て誘う可からず、死を以て脅す可からず、真に社稷の臣也！」

因りて瑀に詩を賜いて曰く、

「疾風勁草を知り、板蕩（政治の乱れ）誠臣を識る。」

又た瑀に謂って曰く、

「卿之忠直は、古人も過ぎず。然れども善惡は太だ明らかなり、亦た時有り而して失す。」

瑀は再拜して謝す。魏徵は曰く、

「瑀は衆に違ひて孤立し、唯だ陛下は其の忠勁を知る、向に聖明に遇わざれば、免かるるを求めること難矣し！」

■ 特進の李靖は上書し、請依遺誥に依り、常服を御し、正殿に臨まんことを請う。許さず。

■ **〔吐谷渾〕** **〔吐谷渾内紛に唐は介入〕** 吐谷渾の甘豆可汗は久しく中國に質となり、國人は附かず、竟に其の下の殺す所と為る。子の燕王の諾曷鉢は立つ。諾曷鉢は幼く、大臣は權を争い、國中は大亂す。十二月、

兵部尚書の侯君集等に詔して兵を將いて之を援けしむ。先ず使者を遣わして諭解せしめ、詔を奉ぜざる者有れば、宜に隨いて之を討たしむ。

## 太宗文武大聖大廣孝皇帝上之下貞觀十年（丙申，636年）

■春，正月，甲午（30-28+1=3日），上は始めて親ら政を聽く。

■ 〔突厥の社爾可汗を結局長安に留める〕 辛丑（37-28+1=10日），突厥の拓設の阿史那社爾（604-655 處羅可汗の次子）を以て左驍衛大將軍と為す。社爾は，處羅可汗之子也，年は十一，智略を以て聞ず。可汗は以て拓設と為し，牙を磧北に建て，欲谷設と敕勒の諸部を分けて統べしめ，官に居ること十年，未だ嘗て賦斂する所有らず。諸設（突厥の子弟の兵を典る者を設と謂う。社爾と同時に兵を典る者は一人に非ず、故に諸設という）或は（鄙？、統は無し）其の富貴と為る能わず，社爾は曰く、

「部落は苟くも豊かなれば，我に於いて足りん矣。」

諸設は慚く服す。薛延陀の叛くに及び（192 卷元年にあり），（11-191p）攻めて欲谷設を破り，社爾の兵も亦た敗れ，其の餘衆を將いて走り西陲を保つ。頡利可汗は既に亡び（前卷三年にあり），西突厥も亦た亂れ，咄陸可汗の兄弟は國を争う。社爾は詐りて往きて之に降り，兵を引いて襲いて西突厥を破り，其の地を取ること幾んど半ばにして，衆は十餘萬有り，自ら答布可汗と稱す。社爾は乃ち諸部に謂つて曰く、

「首として亂を為し我が國を破る者は，薛延陀也，我は當に先の可汗の為に仇を報い撃ちて之を滅す。」諸部は皆な諫めて曰く、

「新たに西方を得，宜しく且く留まりて鎮撫すべし。今遽に之を捨てて遠く去れば，西突厥は必ず來たりて其の故地を取らん。」

社爾は従わず，薛延陀を磧北に撃ち，兵を連らねること百餘日。會々唃利失可汗は立ち（上の八年にあり），社爾之衆は久しく役に苦しみ，多く社爾を棄てて逃れ歸す（逃げて唃利失に歸す）。薛延陀は兵を縦ちて之を撃ち，社爾は大敗し，走りて高昌を保つ，其の舊兵の在る者は才に萬餘家（新旧唐書には萬餘人に作る）なり，又た西突厥之逼るを畏れ，遂に衆を帥いて來降す。敕して其の部落を靈州之北に處き，社爾を長安に留め，皇妹の南陽長公主（新旧唐書には皆衡陽長公主と為す）に尚し，屯兵を苑内に典らしむ。

■ 〔諸王の任命〕 癸丑（49-28+1=22日），趙王の元景（以下皇弟）を徙して荊王為し，魯王の元昌を漢王と為し，鄭王の元禮を徐王と為し，徐王の元嘉を韓王と為し，荊王の元則を彭王と為し，滕王の元懿を鄭王と為す，吳王の元軌を霍王と為し，豳王の元鳳を虢王と為し，陳王の元慶を道王と為し，魏王の靈夔を燕王と為す，蜀王の恪（以下皇子）を吳王と為し，越王の泰を魏王と為し，燕王の祐を齊王と為し，梁王の愔を蜀王と為し，郟王の暉を蔣王と為し，漢王の貞を越王と為し，申王の慎を紀王と為す。

■ 〔諸王を都督任命、泰は文學館を置く〕 二月，乙丑（1+60-57+1=5日），元景を以て荊州都督と為し，元昌を梁州都督と為し，元禮を徐州都督と為し，元嘉を潞州都督と為し，元則を遂州都督と為し，靈夔を幽州都督と為し，恪を潭州都督と為し，泰を相州都督と為し，祐を齊州都督と為し，愔を益州都督と為し，暉を安州都督と為し，貞を揚州都督と為す。泰は官に之かず，金紫光祿大夫の張亮を以て，都督の事を行わしむ（唐の制では凡そ注官は皆卑しくて擬そ高き者は守といい、階高くして擬そ卑き者は行という。この場合は注官の行とは異なる）。上は泰が文學を好み，士大夫に禮接するを以て，特に命じて其の府の別に文學館を置き，自ら學士を引き召すを聽す。

■ 吐谷渾三月，丁酉（33-27+1=7日），吐谷渾王の諾曷鉢は遣使して歷（曆）を頒け、年號を行うを請い、子弟を遣わして入り侍らしむ。並せて之に従う。丁未（43-27+1=17日），諾曷鉢を以て河源郡王、烏地也拔勤豆可汗と為す。

■ 兄弟は共に處るを欲せず 癸丑（49-27+1=23日），諸王は籓に之き，上は之と別れて曰く、「兄弟之情は，豈に常に共に處らんことを欲せず邪！但だ天下之重きを以て，爾せざるを得ず。諸子は尚ほ復た有る可きも，兄弟は復て得る可からず。」

因りて流涕嗚咽して止む能わず。（故三省曰く、上が流涕嗚咽するは抑々建成・元吉の事を思うかと）

■ 夏，六月，壬申（8+60-56+1=13日），溫彥博を以て右僕射と為し，太常卿の楊師道を侍中と為す。（11-192p）

■ 魏徵は特進となる 侍中の魏徵は屢々目疾を以て散官と為るを求め，上は已むを得ず，徵を以て特進と為し，仍ほ門下の事に知たり（実質引退せず），朝章國典は，得失を參議し，徒流以上の罪は，詳事聞奏せしむ。其の祿賜、吏卒は並びに職事に同じくす。

■ 病氣の太宗を皇后支える 長孫皇后は性は仁孝儉素にして，讀書を好む，常に上と從容として古事を商略し，因り而して獻替し，裨益すること弘多なり。上は或は罪に非ざるを以て宮人を譴怒し，后も亦た陽り怒り，自ら推鞠せんと請い，因りて命じて囚系せしめ，上の怒りの息むを俟ち，徐ろに申理を為し，是に由り宮壺之中に，刑に枉濫無し。豫章公主は早く其の母を喪い，后は之を收養し，慈愛は生む所を逾える。妃嬪以下疾有れば，后は親ら撫視し，己之藥膳を輟め以て之に資す，宮中愛戴せざるは無し。諸子を訓えるに，常に謙儉を以て先と為し，太子の乳母の遂安夫人（睦州に遂安郡あり。唐の制に太子の乳母は郡夫人に封ず）は嘗て后に白す，

「東宮の器用少なしを以て，請う奏して之を益さん。」

后は許さず，曰く、

「太子の患いを為すは徳の立たず，名の揚げざるに在り，何ぞ器用無きを患えん邪！」

上は疾を得，累年愈えず，后は侍奉し，晝夜側を離れず。常に毒藥を衣帶に系けて，曰く、

「若し不諱有れば，義は獨り生きず！」

后は素より氣疾有り，前年上が九成宮に幸すに従い，柴紹等は中夕變を告げ，上は甲を擲きて閣を出でて狀を問い，后は疾を扶けて以て従い，左右は之を止め，后は曰く、

「上は既に震驚す，吾は何の心か自ら安ず！」

是に由りて疾は遂に甚だし。太子は后に言つて曰く、

「醫藥は備に盡くし而るに疾は瘳えず，請う奏して罪人を赦し及び人を度して道に入れん，庶くは冥福を得ん。」

后は曰く、

「死生は命有り，智力の移る所に非ず。若し善を為して福有れば，則ち吾は惡を為さず。如し其の然らざれば，妄りに求めるとも何ぞ益せん！赦者國之大事なり，數々下す可からず。道（道教）、釋（仏教）は異端之教えなり，國を蠹<sup>むしば</sup>み民を病ましむ，皆な上の素より為さざる所なり，奈何して吾一婦人を以て上をして為さざる所を為さしめん乎？必ず汝の言を行えば，吾は速かに死すに如かず！」

太子は敢えて奏さず，私に以て房玄齡に語り，玄齡は上に白し，上は之を哀れみ，之が為に赦せんと欲し，后は固く之を止める。

■ 長孫皇后は崩ず、太宗に遺言 疾い篤きに及び，上と訣す。時に房玄齡は譴を以て第に歸る，后は上

に言つて曰く、

「**玄齡**は**陛下**に事えること久しく、小心にして慎密、奇謀秘計は、未だ嘗て宣洩(続は宣泄)せず、苟くも大故無し、願わくは之を棄てる勿れ。妾之本宗は、葭苳(葭は蘆、苳は其の筍中の白河、至りて薄き者なり。取りて軽くして薄きに喩える)に因縁し、以て祿位を致す、既に德舉に非ず、顛危を致し易し、其の子孫をして保全せ使めんと欲す、慎みて之を權要に處く勿れ、但だ外戚を以て朝請を奉じれば足りん矣。妾は生きて人に益無し、死を以て人を害す可けんや、願わくは丘壟を以て天下を勞費する勿れ、但だ山に因りて墳を為り、器は瓦木を用い而して已む。仍ほ願わくは**陛下**は君子を親しみ、小人を遠ざけ(11-193p)、忠諫を納れ、讒慝を屏け、作役を省き、游畋を止めるべし、妾は九泉に没すると雖も、誠に恨む所無からん！兒女の輩は必ずしも來たら令めざらん、其の悲哀するを見れば、徒らに人意を亂さん。」

因りて衣中の毒藥を取り以て上に示して曰く、

「妾は**陛下**の不豫之日に於いて、死を以て乘輿に従い、**呂后**(漢紀にあり)之地に當たる能わざるを誓う耳。」  
己卯(15+60-56+1=20日)、立政殿(大極宮園に東上閣門の東に萬春殿有り、萬春殿の東に立政殿有り)に崩ず。

■ **[皇后の女則、房玄齡の復歸]** 后は嘗て古より婦人の得失の事を採り、《女則》三十卷を為り、又た嘗て論を著わし漢の**明德馬后**(46卷漢の章帝建初二年にあり)を駁して以わく、

「外親を抑退する能わず、朝に當たり貴盛なら使め、徒らに其の車の流水の如く馬の龍の如くを戒む、是れ其の禍敗之源を開き而して其の末流を禦ぐ也。」

崩ずるに及び、宮司は《女則》を並せて之を奏し、上は之を覽て悲慟し、以て近臣に示して曰く、

「**皇后**の此の書は、以て范を百世に垂れるに足らん！**朕**は天命を知らず而して無益之悲しみを為すに非ず、但だ宮に入り復た規諫之言を聞かず、一良佐を失う、故に懷に忘れる能わざる耳！」

乃ち**房玄齡**を召し、其の位に復せ使む。

■ **[讒人を罪にす]** 秋、八月、丙子(12+60-55+1=18日)、上は群臣に謂つて曰く、

「**朕**は直言之路を開き、以て國を利する也、而るに比來封事を上る者の多く人の細事を訐あばく(スキャンダル暴露合戦は今も昔も一緒)、今より復た是を為す者有れば、**朕**は當に讒人を以て之を罪すべし。」

■ **[文德皇后を昭陵に葬す]** 冬、十一月、庚寅(庚午×、26-23+1=4日)、**文德皇后**を昭陵(陝西省關中道醴泉県、現・咸陽市礼泉県)に葬す。將軍の**段志玄**、**宇文士及**は分けて士衆を統べ肅章門(西内大極殿の北門の一)を出る。**帝**は夜宮官をして二人の所に至ら使め、**士及**は營を開きて之を内れる。**志玄**は閉門して納れず、曰く、「軍門は夜開く可からず。」

使者は曰く、

「此れ手敕有り。」

**志玄**は曰く、

「夜中に真偽を辨ぜず。」

竟に使者を留めて明に至る。**帝**は聞き而して歎じて曰く、

「真の將軍也！」

■ **[皇后の為の石碑]** **帝**は復た文を為りて之を石に刻し、稱す、

「**皇后**は節儉にして、薄葬を遺言す、以為えらく『盜賊之心は、止だ珍貨を求める、既に珍貨無し、復た何の求むる所あらんや。』**朕**之本志は、亦た復た此くの如し。**王者**は天下を以て家と為す、何ぞ必ずしも物陵中に在りて、乃ち己が有と為る。今九嶼山に因りて陵と為し、鑿石之工は才に百餘人、數十日而して畢る。金玉を藏せず、人馬、器皿は、皆な土木を用い、形具わり而して已む、庶幾くは奸盜は心を息め、



存没は累無し。當に百世の子孫をして奉じて以て法と為さ使むべし。」

■ [太宗は昭陵を望む層觀を毀す] 上は后を念いて已まず、苑中に於いて層觀を作り以て昭陵を望む、嘗て魏徴を引いて同じく登り、之を視使む。徴は之を熟視して曰く、

「臣は昏眊にして、見る能わず。」

上は之を指示し、徴は曰く、

「臣は以為えらく陛下は獻陵を望むと、若し昭陵ならば、則ち臣は固より之を見る矣。」

上は泣き、之が為に觀をこわ毀す。(11-194p)

■ 十二月、戊寅 (14+60-53+1=2 2 日)、朱俱波 (朱俱槃ともいう、漢の子合国、現・新疆ウイグル自治区葉城・カリグルク県西南棋盤郷及び塔什庫爾干・カシュガル県東南境)、甘棠かんとう (西海の南の崑崙人) は遣使して入貢す。朱俱波は葱嶺 (パミール高原) 之北に在り、瓜州を去ること三千八百里。甘棠は大海の南に在り (海南あたりとの説もあるが、カシュガルなどと同時に遣使するは、近くにあり)。上は曰く、

「中國は既に安んじ、四夷は自ら服す。然るに朕は懼れる無き能わず、昔秦の始皇は威は胡、越に振い、二世に而して亡ぶ、唯だ諸公は其の速ばざるを匡す耳。」

■ [人主の發言は容易でない] 魏王の泰は上に寵有り、或は言う、

「三品以上の多くは魏王を輕んじる。」

上は怒り、三品以上を引き、色を作りて之を讓めて曰く、

「隋の文帝の時、一品以下は皆な諸王の頓躓する所と為る、彼は豈に天子の兒に非ざる邪！朕は但だ諸子の縦横なるを聽さざる耳、聞く三品以上が皆な之を輕んじると、我が若し之を縦せば、豈に公が輩を折辱する能わず乎！」

房玄齡等は皆な惶懼流汗して拜謝す。魏徴は獨り色を正して曰く、

「臣は竊に當今の群臣を計るに、必 (心×) ず敢えて魏王を輕じる者無し。禮に在りて、臣、子は一也。《春秋》に王人 (春秋僖公七年に公は王人・齊侯・宋公・衛侯・許男・曹伯・陳の世子欵・鄭の世子華に会し、洮に盟う。公羊傳に曰く、王人とは何ぞ。徴者なり。曷為れぞ諸侯り上に序づる。王命を先にする也) は微なりと雖も、序は諸侯之上なり。三品以上は皆な公卿にして、陛下の尊禮する所なり、若し紀綱大いに壞れれば、固より論ぜざる所なり。聖明は上に在れば、魏王は必ず群臣を頓辱する之理無し。隋の文帝は其の諸子を驕らせ、多く無禮を行わ使め、卒に皆な夷滅せり、又た法るに足らん乎？」

上は悦び、曰く、

「理到る之語なり、服せざるを得ず。朕は私に愛を以て公義を忘れる、向者之忿りは、自ら謂うに疑わずと、徴の言を聞くに及び、方に理の屈するを知り。人主の發言は何ぞ容易なるを得ん乎！」

■ [法令変更は慎重に] 上は曰く、

「法令は數々變ずる可からず、數々變われれば則ち煩わしく、官長は盡く記する能わず。又た前後差違し、吏は以て奸を為すを得る。今より變法は、皆な宜しく詳慎し而して之を行うべし。」

■ [太宗は銀大量発見を無視] 治書侍御史の權萬紀は上言す、

「宣、饒 (漢の鄱陽県、呉は鄱陽郡を置く。梁は呉州を置く。陳は州を廢し、復た郡と為す。隋は郡をやめて饒州と為す。江西省潯陽道鄱陽県、現・上饒市鄱陽県) 二州は銀大いに發して之を采れば、歳ごとに數百萬緡を得る可し。」

上は曰く、

「朕は貴きこと天子と為り、乏しき所の者は財に非ざる也、但だ嘉言の以て民を利する可き無きを恨む

耳。其の多く數百萬緡を得ると、何如ぞ一賢才を得るにや！卿は未だ嘗て一賢を進め、一不肖を退けず、而して専ら税銀之利を言う。昔堯、舜は璧を山に抵ち、珠を谷に投げる（陸賈新語に曰く、聖人は珠玉を用いずして其の身を宝とす、故に舜は黄金を嶠巖の山に乗て、珠玉を五湖の川に捐て、以て邪淫の欲を杜ぐと）、漢之桓、靈（57 卷漢の靈帝光和元年、魏志倭人伝の倭国大乱は桓靈の間とある）は乃ち錢を聚めて私藏を為す、卿は桓、靈を以て我を俟たんと欲する邪！」

是の日。萬紀を黜して、家に還ら使む。

■ **[軍制改革]** 是の歳、更に統軍を命けて折衝都尉（上府の折衝都尉は正四品上、中府は正四品下、下府は正五品下）と為し、別將を果毅都尉（上府の果毅都尉は從五品下、中府は正六品上、下府は從六品下）と為す。凡そ十道に、府六百三十四を置き、而して關内は二百六十一、皆な諸衛及び東宮六率（左右衛率は上台の左右衛將軍に擬し、左右宗衛率は左右領軍將軍に擬し、左右監門率は左右監門將軍に議す。後に又左右虞候率を置き、左右金吾將軍に擬し、左右内率は左右千牛將軍に擬す。通じて之を十率という）に隸す。凡そ上府は兵千二百人（11-195p）、中府千人、下府八百人。三百人を團と為し、團に校尉有り。五十人を隊と為し、隊に正有り。十人を火と為し、火に長有り。人毎に兵甲糧裝は各々數有り、皆な自ら備え、之を庫に輸り、征行有れば則ち之を給す。年二十にして兵と為り、六十にして免ず。其の能く騎射する者は越騎（其の勁勇にして能く超越するを言う）と為し、其の餘は歩兵と為す。每歳季冬に、折衝都尉は其の屬を帥いて戦いを教え、當に馬を給する者には官は其の直を予えて之を市わしむ。凡そ當に宿衛すべき者は兵部に番上（更代して上るなり）し、遠近を以て番を給し（時の制、五百里は五番、千里は七番、千五百里は八番、二千里は十番、外は十二番と為す。簡ばれ留まりて宿衛する者は、五百里を七番、千里は八番、二千里は十番、外は十二番と為す）、遠きは疏に、近きは數なり、皆な二月（一月×）に而して更る。

## 太宗文武大聖大廣孝皇帝上之下貞觀十一年（丁酉，637年）

■ 春，正月，鄧王の元裕を徙して鄧王と為し，譙王の元名を舒王と為す。

■ 辛卯（27-22+1=6日），吳王の恪を以て安州都督と為し，晉王の治を并州都督と為し，紀王の慎を秦州都督と為す。將に官に之かんとし，上は書を賜いて戒めて敕して曰く、

「吾は汝に珍玩を遺らんと欲し，益々驕奢ならんと恐れ，此の一言を得るに如かざる耳。」

■ **[魏徵は洛陽の宮殿造営を批判]** 上は飛山宮（洛陽にあり）を作る。庚子（36-22+1=15日），特進の魏徵は上疏して、以為く、

「煬帝は其の富強を恃み、後患を虞えず、奢りを窮め欲を極め、百姓をして困窮せ使め、以て身は人の手に死し、社稷の墟と為るに至る。陛下は亂を撥い正に返し、宜しく隋之失いし所以、我之得たる所以を思い、其の峻宇を撤し、卑宮に安んず。若し基に因り而して増廣し、舊を襲い而して飾りを加えれば、此れ則ち亂を以て亂に易えるなり、殃咎必ず至らん、得難く失い易し、念わざる可けん哉！」

■ **[律令の制定、死罪の減少]** 房玄齡等は先に詔を受けて律令を定め、以為く、

「舊法には、兄弟は居を異にし、廢（陰謀）は相い及ばず、而るに反を謀れば連坐して皆な死す。祖孫は廢有り、而して止だ應に配流すべし。禮に據り情を論じるに、深く未だ慚わずと為す。今律を定め、祖孫と兄弟と縁坐する者は俱に配役せん。」

之に従う。是より古の死刑に比して、其の太半を除き、天下は稱して焉に頼る。玄齡等は律五百條を定め、

刑名二十等（笞刑は五、十より五十に至る。杖刑五、六十より百に至る。徒刑五、一年より三年に至る。流刑三、千里より三千里に至る、死刑に、絞・斬。）を立て、隋の律に比して大辟九十二條を減じ、流を減じて徒に入る者は七十一條、凡そ煩を削り蠹を去り、重を變じて輕を為す者、勝げて紀す可からず。又た令を定めること一千五百九十餘條。武徳の舊制、太學に釋奠するに、周公を以て先聖と為し、孔子は配饗す。玄齡等は議を建て周公を祭るを停め、孔子を以て先聖と為し、顔回（前521年-前481年）は配饗す。又た武徳以來の敕格を刪り、定めて七百條を留め、是に至りて之を頒行す。又た枷（頸に械す）、杻（手に械す）、鉗（鉄劫を以て束ねる）、鎖（続は鎖）、杖（長さ九尺五寸、節目を削り取る、訊杖、常行杖、笞杖あり）、笞を定め、皆な長短廣狹之制有り。（11-196p）

■ **刑網は密なるは皇帝次第** 張蘊古之死するより（前卷五年）、法官は罪を出すを以て戒めと為す。時に入るに失する者有り、又た罪を加えず。上は嘗て大理卿の劉德威に問いて曰く、

「近日刑網は稍密なり、何ぞ也？」

對えて曰く、

「此れ主上に在り、群臣に在らず、人主は寬を好めば則ち寬に、急を好めば則ち急なり。律文には、入るに失すれば三等を減じ、出ざるに失すれば五等を減ず。今入るに失するは辜無く、出ざるに失すれば更に大罪を獲、是を以て吏は各々自ら免かれんとす、競いて深文に就く、教えて之をして然ら使む有るに非ず、罪を畏れるが故なる耳。陛下は倘し一に斷ずるに律を以てし、則ち此の風は立ちどころに變ぜん矣。」上は悦び、之に従う。是に由り獄を斷ずること平允（公平なる裁判）なり。

■ **山陵を作る** 上は以えらく、漢の世は豫め山陵を作り、子孫の蒼猝の勞費を免る、又た志は儉葬（薄葬）に在り、子孫が欲（続は俗）に従いて奢靡ならんを恐れる。二月、丁巳（53-52+1=2日）、自ら終制を為り、山に因りて陵と為し、棺を容れる而して已む。

■ 甲子（60-52+1=9日）、上は洛陽宮に行幸す。

■ **顯仁宮の教訓** 上は顯仁宮（隋志に、河南壽安県に有り、煬帝が大業元年に起す所、河南省河洛道宜陽県、現・洛陽市宜陽県）に至り、官吏は儲侍を缺くを以て、譴せられる者有り。魏徵は諫めて曰く、

「陛下は儲侍を以て官吏を譴す、臣は恐らくは風を承けて相い扇し、異日民は生を聊んぜざらん、殆んど行幸之本意に非ざる也。昔煬帝は郡縣に諷して食を獻ぜしめ、其の豐儉を視、以て賞罰を為す、故に海内は之に叛く。此れ陛下の親しく見る所なり、奈何して之に效うを欲せん乎！」

上は驚いて曰く、

「公に非ずんば此の言を聞かず。」

因りて長孫無忌等に謂って曰く、

「朕は昔此を過ぎ、飯を買いて而して食す、舍を僦り而して宿す。今供頓すること此くの如し、豈に猶ほ（続は無し）足らざらんを嫌うを得ん乎！」

■ 三月、丙戌（22-21+1=2日）朔、日之を食する有り。

■ 庚子（36-21+1=16日）、上は洛陽宮の西苑（北は北邙に距り、西は孝水に至り、南は洛水の支渠を帯び、穀洛二水を其の間に会す。其の泛溢せんことを慮り、三陂を為り以て之を禦ぐ。一を積翠といい、二を月陂といい、三を上陽という。苑の牆の周廻126里）に宴し、積翠池に泛び、顧みて侍臣に謂って曰く、

「煬帝は此の宮苑を作り（180卷大業元年にあり）、怨みを民に結び、今悉く我が有と為り、正に宇文述（隋の煬帝の大業二年に宇文愷をして洛陽の西苑を作らしむ。恐らく宇文愷に作るべし）、虞世基、裴蘊之徒が内に諂諛を為し、外は聰明を蔽うに由る故也、戒めざる可けん哉！」

■ 房玄齡、魏徵は定める所の《新禮》一百三十八篇を上る。丙午（42-21+1=22日）、詔して之を行う。

■ **[公主の婦の禮]** 禮部尚書の王珪を以て魏王の泰の師（唐初に魏晉の制に因り、諸王に師一人を置く。開元に改めて傳という）と為す、上は泰に謂って曰く、

「汝は珪に事えること當に我に事えるが如し。」

泰は珪を見る、輒ち先ず拜す、珪も亦た師道を以て自ら居る。珪の（続による）子の敬直は南平公主（李世民の女）に尚す。是より先、公主は下嫁し、皆な婦の禮を以て舅姑に事えず、珪は曰く、

「今主上は欽明にして、動は禮法に循う、吾は公主の謁見を受け、豈に身の榮を為し、(11-197p) 國家之美と成す所以なる耳。」

乃ち其の妻と席に就きて坐し、公主をして筭<sup>はん</sup>（竹器、籠、以て棗栗などを盛る）を執り、盥饋（盥は盤水を以て手を洗する、饋は、婦は特豚を以て饋る）之禮を行わしむ。是の後公主は始めて婦の禮を行うこと、珪より始まる。

■ **[封禪の議論]** 群臣は復た封禪（五年に諸州の朝集使は請う、六年文武官請う、今また群臣請う）を請い、上は秘書監の顔師古等をして其の禮を議し、房玄齡をして之を裁定せしむ。

■ **[魏徵の上疏、名政の要諦]** 夏、四月、己卯（15+60-51+1=25日）、魏徵は上疏し、以為く、

「人主は始めを善くする者は多く、終わりを克くする者寡<sup>すくな</sup>し、豈に之を取るは易く而して之を守るは難き乎？蓋し殷憂（深き憂い）なれば則ち誠を竭くして以て下に盡くし、安逸なれば則ち驕恣に而して物を輕んじ、下に盡くせば則ち胡、越同心し、物を輕んじ則ち六親も徳を離れ、之を震わすに威怒を以てすと雖も、亦た皆な貌從（面從）し而して心服せざる故也。人主は誠に能く欲す可きを見れば則ち足るを知るを思ふ、將に興繕せんとすれば則ち止まるを知るを思ふ、高危に處れば則ち謙降を思ふ、滿盈に臨めば則ち挹損を思ふ、逸樂に遇えば則ち撻節（押えて制御）を思ふ、宴安に在れば則ち後患を思ふ、壅蔽を禦ぐには則ち延納を思ふ、讒邪を疾めば則ち己を正すを思ふ、爵賞を行うは則ち喜びに因り而して僭（分を超える）するを思ふ、刑罰を施せば則ち怒りに因り而して濫するを思ふ、是の十思を兼ね、而して賢を選び能に任じれば、固に以て無為にし而して治まる可し、又た何ぞ必ずしも神を勞し體を苦しめ以て百司之任に代わらん哉！」

令和6年7月26日 翻訳開始 12192文字

令和6年8月2日 翻訳終了 25815文字